

山梨大学との体育施設の相互利用について

山梨県立大学

◆使用可能日時◆

飯田キャンパス：土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間の平日の9時～17時

池田キャンパス：土曜日及び長期休業期間の平日の9時～17時

ただし、両キャンパスともに県立大学サークル等が使用予定のない時間帯に限る。

◆施設予約方法等◆

受付開始日は使用希望日の3か月前とし、各年度4月1日以降に受付開始

※長期休業期間の受付開始日は別途案内

1. 山梨大学生は、受付開始日以降に使用希望の体育施設の空き状況を該当する施設管理者に電話で確認し、仮予約
2. 山梨大学生は、仮予約後に施設等一時使用許可申請書を山梨大学学生支援課へ提出
3. 山梨大学学生支援課は、当該申請書を該当する施設管理者へ、メール又はFAXにて送付
4. 該当する施設管理者は、当該申請書の写しの内容を確認し、受理の上、決裁後、その旨を山梨大学学生支援課に連絡

※当該申請書を山梨大学学生支援課が保管し、申請書の写しを該当する施設管理者が保管

5. 山梨大学生は、使用する日に指定場所で受付の上、使用

◆対象施設／施設管理者◆

飯田キャンパス体育館、飯田キャンパスグラウンド／県立大学総務課

池田キャンパス体育館／県立大学池田事務室

◆施設使用料◆

無料

◆駐車場利用◆

申請書に台数等の必要事項を明記した上で、駐車場利用可

ただし、他のイベント等との兼ね合いで駐車場を利用できない場合があることに留意

なお、駐車場内での事故等については、県立大学では責任を一切負わない

◆その他◆

- ・初めて体育施設を利用する山梨大学生は、事前に総務課または池田事務室担当者から、体育施設についての使用上のルール及び諸注意等の説明を受けることが必要
- ・申込後に、県立大学公式行事や県立大学公認サークルによる大会等が入った場合は、県立大学の公式行事等を優先する。
- ・すべての申請書類において、山梨大学生の署名・印鑑が必要
- ・山梨大学教職員も同様の取り扱いとする